

第一種区画漁業権の海区漁場計画

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 64 条第 6 項の規定に基づき、第一種区画漁業権の海区漁場計画の内容、漁業法施行規則（令和 2 年農林水産省令第 47 号）第 24 条各号に掲げる事項、漁業の免許予定日、沿岸漁場管理団体の指定予定日及び申請期間を次のとおり公示する。

令和 3 年 6 月 14 日

岩手県知事 達増 拓也

第 1 第一種区画漁業権の海区漁場計画の内容

1 漁業権に関する事項

(1) 公示番号 一区第 14 号

ア 漁場の位置（漁場名） 岩手県久慈市湊町久慈浜地先（沖久慈浜）

イ 漁場の区域

次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯 40 度 11.852 分、東経 141 度 49.478 分

イ点 北緯 40 度 11.913 分、東経 141 度 49.636 分

ウ点 北緯 40 度 11.730 分、東経 141 度 49.756 分

エ点 北緯 40 度 11.669 分、東経 141 度 49.599 分

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（さけ・ます小割式養殖業）

漁業時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

エ 存続期間 令和 3 年 10 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

カ 関係地区 （余白）

キ 条件

ア、イ、ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

(2) 公示番号 一区第 120 号

ア 漁場の位置（漁場名） 岩手県宮古市白浜地先（白浜）

イ 漁場の区域

次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯 39 度 36.699 分、東経 141 度 58.442 分

イ点 北緯 39 度 36.845 分、東経 141 度 58.265 分

ウ点 北緯 39 度 37.451 分、東経 141 度 58.909 分

エ点 北緯 39 度 37.396 分、東経 141 度 58.975 分

オ点 北緯 39 度 37.315 分、東経 141 度 58.892 分

カ点 北緯 39 度 37.155 分、東経 141 度 59.145 分

キ点 北緯 39 度 36.996 分、東経 141 度 58.990 分

ク点 北緯 39 度 37.149 分、東経 141 度 58.730 分

ケ点 北緯 39 度 36.979 分、東経 141 度 58.537 分

コ点 北緯 39 度 36.944 分、東経 141 度 58.586 分

サ点 北緯 39 度 36.904 分、東経 141 度 58.548 分

シ点 北緯 39 度 36.854 分、東経 141 度 58.628 分

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（わかめ養殖業）

（こんぶ養殖業）

（ほたてがい垂下式養殖業）

（あわび垂下式養殖業）

漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 存続期間 令和3年10月1日から令和5年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区

宮古市磯鶏、磯鶏石崎、磯鶏沖、磯鶏西、磯鶏一丁目から三丁目まで、神林、藤の川、河南一丁目、上村一丁目及び二丁目、実田一丁目及び二丁目、八木沢、八木沢一丁目から四丁目まで、高浜、高浜一丁目から四丁目まで、金浜並びに白浜

キ 条件

イ点及びイ点と北緯 39 度 37.577 分、東経 141 度 59.041 分の点を結ぶ直線を 4 等分した 3 点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

(3) 公示番号 一区第 152 号

ア 漁場の位置（漁場名） 岩手県宮古市白浜地先（長磯前）

イ 漁場の区域

次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯 39 度 37.396 分、東経 141 度 58.975 分

イ点 北緯 39 度 37.451 分、東経 141 度 58.909 分

ウ点 北緯 39 度 37.577 分、東経 141 度 59.041 分

エ点 北緯 39 度 37.525 分、東経 141 度 59.102 分

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（さけ・ます小割式養殖業）

漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 存続期間 令和3年10月1日から令和5年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

カ 関係地区 （余白）

キ 条件

① 養殖施設を設置する場合は、船舶の航行に支障のないよう配慮しなければならない。

② ウ点の最寄りの施設にあっては夜間は緑色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から

2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(4) 公示番号 一区第 204 号

ア 漁場の位置（漁場名） 岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里地先（仲網）

イ 漁場の区域

次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯 39 度 22.612 分、東経 141 度 57.620 分

イ点 北緯 39 度 22.906 分、東経 141 度 57.565 分

ウ点 北緯 39 度 23.131 分、東経 141 度 57.951 分

エ点 北緯 39 度 22.746 分、東経 141 度 57.812 分

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（わかめ養殖業）

（ほたてがい垂下式養殖業）

（ほや垂下式養殖業）

漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 存続期間 令和3年10月1日から令和5年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

カ 関係地区 （余白）

キ 条件

ウ点の最寄りの施設に夜間は緑色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(5) 公示番号 一区第 233 号

ア 漁場の位置（漁場名） 岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里地先（金ヶ崎）

イ 漁場の区域

次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯 39 度 22.391 分、東経 141 度 57.114 分

イ点 北緯 39 度 22.434 分、東経 141 度 57.019 分

ウ点 北緯 39 度 22.536 分、東経 141 度 57.027 分

エ点 北緯 39 度 22.722 分、東経 141 度 57.245 分

オ点 北緯 39 度 22.906 分、東経 141 度 57.565 分

カ点 北緯 39 度 22.612 分、東経 141 度 57.620 分

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（かき垂下式養殖業）

（さけ・ます小割式養殖業）

漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 存続期間 令和3年10月1日から令和5年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区

上閉伊郡大槌町

キ 条件

ウ、エ及びオの各点の最寄りの施設に夜間は緑色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

2 保全沿岸漁場に関する事項 無し

第2 海区漁業調整委員会の意見の概要等

1 海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果別添のとおり。

2 漁場の図面別添のとおり。

第3 申請期間等

1 漁業の免許予定日 令和3年10月1日

2 沿岸漁場管理団体の指定予定日 無し

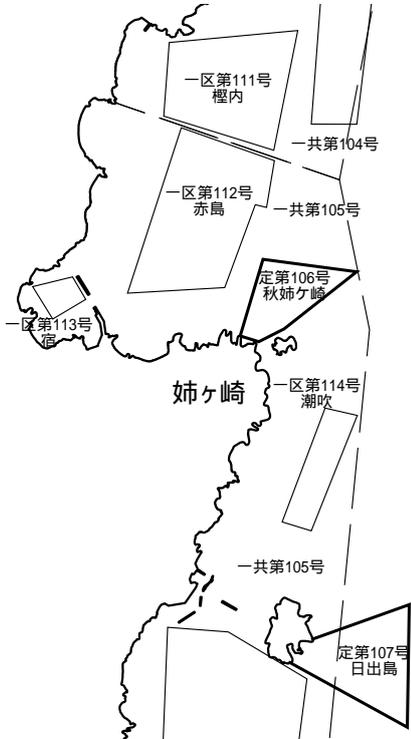
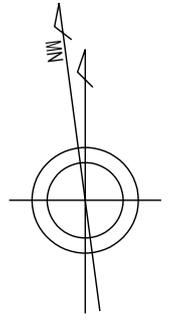
3 申請期間 令和3年7月1日から同年8月10日まで

海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果

- 1 海区漁業調整委員会の意見の概要
意見なし。
- 2 当該意見の処理の結果
なし。



宮古市



姉ヶ崎

二共第102号

宮古市

鋤ヶ崎

宮古市

閉伊川

藤原

仲組

磯鷗

鷗磯

高浜

音部

一区第117号 宮古浦

一区第119号 白浜前

白浜

小型定置漁業許可 イワ第514号 秋長磯

小型定置漁業許可 イワ第513号 荒巻

一区第124号 重茂前

津軽石川 赤前

1:50,000



漁業権 除外区域

区第116号 白木

漁業権 除外区域

漁業権 除外区域

区第152号 長磯前

区第120号 白浜

漁業権 除外区域

漁業 除外区域

漁業権 除外区域

一区第118号 津軽石前

共第106号

共第107号

小型定置漁業許可 イワ第512号 秋青磯

定第108号 一丁目

定第109号 秋二丁目

定第110号 三丁目

一共第108号

閉伊崎

一区第121号 宿前

区第122号 鷗磯前

定第111号 平島

共第109号

区第123号 音部前

